別表六の二(四)の記載要領第１号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第４号において「平成25年旧措置法」という。）第68条の９の２第５項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第68条の９第７項（繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）」を加え、同第11号中「試験研究費の額に」の次に「租税特別措置法第68条の14第６項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合及び」を、「当該各連結法人の」の次に「租税特別措置法施行令第39条の44第３項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）又は第27条の10第４項（国家戦略特別区域における機械等の特別償却等）に規定する特別償却実施額及び」を加え、「に規定する特別償却実施額」を「又は第17条の５第３項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額」に改め、同号後段を次のように改める。

「同上のうち当期繰越税額控除可能額
この場合において、((8)と(9)のうち少ない金額)　(10)　の欄の記載に当たつては、当該内書として記載した金額を「(1)」から控除すること。
((1)≦((16)、(17)又は(18))の場合は０)　」

別表六の二(四)の記載要領第11号中「。以下この記載要領において同じ」を加え、「連結親法人事業年度が平成25年４月１日前に開始した各連結事業年度及び平成27年４月１日以後に開始する各連結事業年度」を「その他の連結事業年度」に改め、同第四号を加え、同第五号中「「試験研究費の額の合計額（前期の(1)）(17)」、「改定試験研究費の額の合計額（各中小連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計）(20)」及び「試験研究費の額の合計額（前期の(1)）(21)」」を「「試験研究費の額の合計額（前期の(1)）(14)」、「改定試験研究費の額の合計額（各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計額）(17)」及び「試験研究費の額の合計額（前期の(1)）(18)」」に改め、「試験研究費の額に」の次に「租税特別措置法第68条の14第６項に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合及び」を、「試験研究費の額から」の次に「租税特別措置法施行令第39条の44第３項又は第27条の10第４項に規定する特別償却実施額及び」を加え、「に規定する特別償却実施額」を「又は第17条の５第３項に規定する特別償却実施額の合計額」に改め、同号を同第四号とし、同第六号中「「翌期繰越額(22)－(23)(24)」」を「「翌期繰越額(19)－(20)(21)」」に、「第68条の15の６」を「第68条の15の７」に、「別表六の二(二十)又は別表六の二(二十)付表」を「別表六の二(二十一)又は別表六の二(二十一)付表」に改め、同号を同第五号とし、同第七号を削る。

別表六の二(四)付表一の表中

当期分の特別控除額（別表六の二(四)「７」）

を

当期税額控除額（別表六の二(四)「７」）

に、

繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額（各連結法人の別表六の二(四)付表二、別表六の二(四)付表三及び別表六の二(四)付表四）	
最初の超過連結事業年度	繰越控除金額（別表六の二(四)「15」）
	直前累積控除未済額（最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の別表六の二(四)付表二「39」＋別表六の二(四)付表三「39」＋別表六の二(四)付表四「39」）
	(6)－(7)
	各連結法人の最初の超過連結事業年度の試験研究費の額

を加える。